浸出水処理施設運転管理業務委託仕様書

第１章　　総　　則

第１条　　適用範囲

この仕様書は、財団法人山梨県環境整備事業団（以下「甲」という。）が委託発注する、山梨県環境整備センター浸出水処理施設（以下「施設」という。）の施設運転管理業務（以下、「業務」という。）に適用する。

第２条　　業務場所

山梨県北杜市明野町浅尾字浅尾原 5259 番地
山梨県環境整備センター（廃棄物最終処分場）内　浸出水処理施設　（別紙図面）

第３条　　施設概要

１　施設概要

処理能力　日平均処理量　80m³／日　　　調整槽容量　　約 8,000m³

処理方式

浸出水　流入調整設備＋前凝集沈殿設備＋生物処理設備(2 系列)＋後凝集沈殿設備＋高度処理設備(ろ過＋微量有害物質分解＋活性炭吸着＋キレート吸着)＋消毒放流

施設竣工年月　平成 21 年 3 月（予定）

併設施設　施設は山梨県環境整備センター管理棟内に管理エリアと併設、管理エリアには甲職員が常駐（センターの営業時間内）し、廃棄物搬入受付業務、埋立業務および本業務の管理業務等を行うものとする。

その他　別紙－１のとおり

２　受入廃棄物

廃プラスチック類、汚泥（し尿処理汚泥を除く）、ゴムくず・金属くず、紙くず・木くず・繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く）及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動植物性残さ、燃えがら（溶融固化物に限る）、一般廃棄物焼却灰等（溶融固化物に限る）

第４条　　業務期間

業務を行う期間は平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

第５条　　業務内容

業務受託者（以下「乙」という。）が行う主な業務は次のとおりであり、施設に係る各設備の運転管理および保守点検整備等を行うものとする。

また乙は、本仕様書に定める事項の他、「下水道施設維持管理積算要領－終末処理場・ポンプ場施設編－2006 年版（(社)日本下水道協会)」に掲載された機械・電気設備保守点検基準等に準拠した作業を行うものとする。

１　運転操作監視業務

・浸出水処理設備の運転操作および監視（運転管理要領は別紙－２に示す）

・施設の適正な運転状態を管理するための日常の水質監視（水温、外観、透視度、臭気、pH 等、施設内の測定機器および第 24 条第１項（４）で貸与するとしている計測機器類を用いて監視できる項目）

２　保守点検業務

・浸出水処理設備の保守点検（日常点検、定期点検、臨時点検、定期自主点検（ボイラー、クレーン、地下タンク貯蔵所等)、なお、保守点検要領は別紙－３に示す）

・浸出水処理設備の軽微な故障修理（特殊な機器、部品、高度な専門技術を必要としない作業および処置が可能な修理（別紙－５に示す予備品の交換作業等を含む。)）

・点検用設備の維持補修

３　事務およびその他業務

・施設の管理状況や点検結果の報告、記録の整理等に係る事務作業

・漏水検知システム（電気的漏水検知システム）による埋立地遮水工の漏水点検監視（施設内監視室の操作用 PC による点検監視（原則として１業務日につき１回以上のシステム作動による点検監視作業を行うものとする)）

・施設内（乙が日常使用するエリア）の整理整頓等の作業

・その他施設の運転管理に関連して甲が指示する業務

４　業務除外項目

・管理棟管理エリア（浸出水処理に係る設備以外のエリア）の建築付帯設備に係る業務

・施設より排出される脱水ケーキの廃棄作業（排出運搬車両への積込作業の補助は業務に含む）

・最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の規定および別途定める公害防止協定の規程により実施する水質検査業務

第６条　　業務の履行

乙は、施設の機能を十分発揮するよう効率的、経済的かつ安全に運転するとともに、

放流水質について適正な管理を行うよう業務を履行しなければならない。
また、受入廃棄物の性状の変動や処理水質の悪化等に対して甲が必要と認めた場合には、乙は人員の配置等を強化して業務の的確な履行を行わなければならない。

第７条　業務総括責任者等の選任・従業員の届出

乙は業務の実施に先立ち、業務総括責任者、業務副総括責任者および業務主任者（以下、「業務総括責任者等」という。）を選任し次に示すものを書面により甲に届け出なければならない。

・経歴、資格等必要な事項を記載した業務総括責任者等選任届（第８条第１項、同条第２項に規定する実務経験および資格取得を証明するものの写しを添付）
・業務に従事する従業員（業務総括責任者等およびその他の従業員）の名簿（第８条第２項に規定する資格取得を証明するものの写しを添付）
・業務組織表（業務の実施体制、分担等を記載したもの）

これら届出事項に変更が生じた場合、乙は速やかに変更届を提出すること。
なお、選任された業務総括責任者の変更は、やむを得ない理由により甲の承諾があった場合に限りこれを認めるものとする。
また、選任された業務総括責任者等およびその他の従業員が業務の適正な履行に対して著しく不適当であると認められた場合は、甲は乙に対してその変更を求めることができるものとする。

第８条　業務総括責任者等の条件および有資格者の配置

１　業務総括責任者等の条件は次表のとおりとする。

	条　件
業務総括責任者	業務全体の責任者で、浸出水処理施設等の運転管理について７年以上の実務経験を有し、業務総括の職務にあたり十分な管理能力を有する者。
業務副総括責任者	業務総括責任者を代理または補佐することができ、浸出水処理施設等の運転管理について５年以上の実務経験を有し、各業務の責任者として的確な判断能力を有する者。
業務主任者	各業務の責任者で、浸出水処理施設等の運転管理について３年以上の実務経験を有し、各業務の専門職として主体的業務を行う能力を有する者。

※実務経験とは、国または地方公共団体等が発注した下水道処理施設における運転管理等業務、または国または地方公共団体等が発注した廃棄物最終処分場浸出水処理施設における運転管理等業務等に従事した経験があることをいう。

２　乙は、業務に従事する従業員において、以下により有資格者を配置するものする。

なお、各有資格者は相互にこれを兼ねることができるものとし、さらに該当作業実施時に現場配置することにより本業務以外の業務との重複配置も可能とする。

・必須配置

（１）危険物取扱者（甲種または乙種第４類）

（２）酸素欠乏危険作業技能講習の修了者（第２種酸素欠乏危険作業を含む）

（３）第１種電気工事士

・実施作業（甲の指示によるものおよび乙が任意に行うもの）により必要に応じて配置

（１）床上操作式クレーン運転技能講習修了者（5t 未満のクレーンの運転業務）

（２）玉掛け技能講習修了者

（３）特定化学物質及び四アルキル鉛等作業技能講習修了者

この他、乙は業務の遂行にあたり必要となる関係法令に基づく有資格者を配置しなければならない。

第９条　業務総括責任者の職務

業務総括責任者の職務は、次のとおりとする。

1　契約書、仕様書その他関係書類により業務の内容および目的を熟知し、従業員を指揮監督して業務を適正かつ円滑に履行するよう努めること。

2　施設への常駐は必ずとも必要としないが、現場の最高責任者として、従業員の指揮監督を行うこと。

3　従業員の教育を行い、技術の向上および事故の防止に努めること。

4　業務執行状況を常時的確に把握し、緊急時には直ちに連絡および対処できる体制にしておくこと。

5　日常の業務執行状況を、随時甲に報告するとともに、必要に応じて協議を行うこと。

第 10 条　緊急事態の体制

1　乙は、大雨、台風、火災、地震および事故等の緊急事態発生に備えて、連絡体制および出動体制を定め、あらかじめ甲に提出しておかなければならない。

2　乙は、緊急事態の発生時には、所要の人員を現場に配備しなければならない。

3　乙は、各設備の構造、動作特性、性能、機能、機器類の重要度および目的などを熟知し、故障、事故等発生時においても的確に対応しなければならない。

4　施設には設備異常を感知しＮＴＴ回線を介してあらかじめ登録された電話番号に対して通報する非常通報装置が備わっている。乙はこれを有効活用し、施設異常時の対応を迅速に行うこと。

5　休日および夜間の施設（建物）については、別途発注の建物機械警備委託業務に

より外部からの侵入者に対する機械警備が実施されている。乙は第1項の体制を定めるにあたり、警備委託業務受託者との連絡体制についても考慮すること。

第11条　安全管理

1　乙は、業務の履行にあたっては労働安全衛生法その他関係法令を熟知、遵守した上で、常に細心の注意を払い適切な安全対策を実施することにより、公衆および従業員の安全を確保しなければならない。万一事故等が発生した場合には応急処置をとるとともに、速やかに甲に対して報告しなければならない。

2　乙は、甲が実施する防災等に関わる教育や訓練等について参加するものとする。

第12条　基準適合の義務

乙は、関係諸法令および本仕様書に定める基準に適合するよう運転管理しなければならない。万一これによりがたい事態が発生した場合は、速やかに甲に連絡通報するとともに、その指示を受け適切な処置を行わなければならない。

第13条　施設等の損傷

1　乙は、施設等の一部または全部が損傷した場合は、その原因と施設に与える影響について速やかに甲に報告しなければならない。

2　乙は、乙の責めに帰すべき事由により施設等に損傷を与えた場合、原状復旧する責任を負わなければならない。

3　乙は、施設等の損傷が施設の機能に重大な影響を及ぼすと予想される場合、責任の所在にかかわらず緊急措置を講じなければならない。

第14条　創意工夫

乙は、常に創意工夫を心がけ、施設運転等の効率化を図らなければならない。なお、このために施設の改造等を必要とする場合には、甲と協議するものとする。

第15条　作業時間

1　第5条に示す業務は、第4条に示す業務期間を通して、原則として土日・祝日および年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く平日（センターの営業日）の午前8時30分から午後5時30分までの間行うものとする。ただし、この時間内において労働基準法規定の所要の休憩時間等を適宜確保すること。

2　乙は、前項に示す作業時間中は常時、運転操作監視業務および保守点検業務を適切に遂行できる能力を有した従業員（業務総括責任者等またはその他の従業員）を1名以上施設内に配置するものとする。

3　緊急時等業務遂行上の必要性が生じ甲がこれを認めた場合には、第1項の規定にか

かわらず乙は作業を行うものとする。

なお、作業が必要となった要因が乙の責に帰すことができないものであると認められる場合は、甲乙協議の上必要に応じて業務委託料を変更するものとする。

第2章　　業　務　要　領

第16条　　業務計画書および運転計画書

1　乙は、業務を実施するにあたり次の事項を記載した業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。また、変更が生じる場合も同様とする。

（1）業務分担、業務方法、業務内容に関すること。

（2）安全対策に関すること。

（3）緊急連絡体制および緊急時対応に関すること。

（4）支給品および貸与品などの管理に関すること。

（5）その他必要事項。

2　乙は、前項の業務計画書に基づいて翌月の運転計画（作業計画）を当月末までに作成し、運転計画書として甲に提出しなければならない。

第17条　　各種機器の運転

1　乙は、前条の業務計画書および運転計画書に基づき、各種機器の機能等を十分理解した上で、運転操作を適正に行わなければならない。

2　乙は、運転操作に問題が生じた場合、その都度速やかに甲に報告し協議しなければならない。

3　乙は、業務遂行上必要な措置を講じるために運転操作方法を変更する場合には、事前に甲の承諾を得なければならない。

第18条　　点検整備

乙は、事故等を未然に防止するとともに、各種機器の長期にわたる機能維持のため、次の事項について日常および定期に点検整備を行わなければならない。また、乙はあらかじめ各種機器の取扱説明書等を参考にした点検計画を作成し、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（1）日常点検は機器保全を主目的とし、外観および五感による観察も重視し異常を発見した場合にはその都度甲に報告、その指示に従い措置しなければならない。また、その後の経過についても甲に報告しなければならない。

（2）定期点検は機器および設備の損傷、腐食および摩耗状況等を把握する事を目的と

し、測定、調整、消耗品交換および分解清掃等を行うものとする。また乙は、その結果を記録し修理、修繕等の保全計画を作成して甲に提出しなければならない。

（３）乙は、各種機器が正常に作動するよう調整、給油、消耗部品の交換、補充、清掃および小塗装等の機器整備に努めなければならない。また、必要に応じて保護装置の動作確認等を行うものとする。

第 19 条　　小修理

乙は、点検整備により発見した不良箇所、故障箇所または事故等により発生した破損箇所および作業上・安全上の不具合箇所のうち、現場にて修理可能なもの（配管（支持部材を含む）の加工・取付等）については修理内容について甲と協議し、承諾を得た上で処置しなければならない。ただし、緊急を要する場合は速やかに応急処置を行うとともに甲に報告し指示を受けなければならない。

第 20 条　　業務報告

1　乙は、業務実績（運転管理、保守点検整備、小修理、故障事故対応等および甲が要求した業務）を日報にとりまとめ、正確に遅滞なく甲に報告しなければならない。

2　乙は、毎月の業務実施状況についてとりまとめた月間報告書を翌月に甲に提出しなければならない。

3　乙は、業務報告においては日ごとの配置従業員数、従事業務内容等をとりまとめ報告しなければならない。また、月ごとの使用電力量、使用水量、薬品類の補充量、消耗品使用量等についてとりまとめ報告しなければならない。

4　乙は、点検等の際に異常を発見した場合はその都度速やかに甲に報告し、その経過を記録した報告書を提出しなければならない。また、必要に応じて写真を添付すること。

第 21 条　　写真記録

乙は、施設の損傷等の異常が発生した場合は、その状況を写真に撮影し業務報告時に提出しなければならない。

第 22 条　　火災の防止

乙は、施設の火災を未然に防止するため、各作業箇所ごとに火元責任者を選任し火気の適切な取り扱いおよび後始末を徹底させるとともに、消火訓練を定期的に行わなければならない。

第 23 条　　盗難等の防止

乙は、施設における設備機器、工具備品類等の盗難および施設への不法侵入の防止の

ために、十分な監視、保安を行わなければならない。

第3章　　その　他

第24条　　貸与物件等

1　業務履行に関わる貸与物件等は次のとおりとし、契約期間中は無償とする。

（1）業務の履行に必要な事務室（監視室を兼用)、作業員控室（処分場埋立管理業務受託者と共用)、トイレ等の施設

（2）業務の履行に必要な施設の完成図書

（3）業務の履行に必要な電話機（甲使用の電話回線と共用であるため、平常時の外線通話は乙所有の携帯電話機等を使用するものとし、外線通話使用は緊急時等必要最低限の範囲とすること）

（4）工具類、計測機器類（別紙－6のとおり）

（5）その他甲が認めたもの

2　貸与物件等の使用期間中、これらの物件に乙の責任で破損または汚損等が生じた場合には、乙の責任により直ちに原状復旧しなければならない。

3　貸与物件等の使用に伴う光熱水の費用は無償とするが、その使用にあたっては節約に努めなければならない。なお、使用にあたり費用が過大であると判断された場合は、甲は乙に対してその使用を制限する場合がある。

第25条　　消耗品等

1　業務履行に必要な消耗品等のうち、甲が支給するものは次のとおりとする。

（1）光熱水（電気、上水道）

（2）施設運転用薬品類（別紙－7のとおり）

（3）施設内各設備機器類の予備品（別紙－5のとおり）

（4）その他甲が必要と認めたもの

2　乙は、前項の支給品の使用状況を常に整理し、甲の確認を受けなければならない。

3　業務履行に必要な消耗品等のうち、原則として乙が負担するものは次のとおりとする。

（1）点検整備および修理に用いる工具類および測定器具類（第24条第1項（4）および第25条第1項（3）に示す物品を除く）

（2）整備用品（掃除用具、ウエス、洗浄油類等）

（3）メンテナンス用材料（ボルト、ナット、パッキン、Oリング等のシール材、ヒューズ、ランプなどの一般汎用消耗品類）

（４）衛生用品（石鹸、消毒液、救急用薬品等）
（５）安全管理器具類（ヘルメット、防塵・防護マスク、防護メガネ、保護具、安全ロープ、安全標識、携行ライト等）（第 24 条第１項（４）に示す物品を除く）
（６）潤滑油脂類および塗料類（補充および交換用オイル、グリース、部分補修用塗料等）
（７）燃料類（甲が所有する設備類に使用するものを除く）
（８）情報処理装置（携帯電話、パソコン、プリンター複合機等）
（９）事務用什器類（監視室備え付けの机等以外に乙が必要とするもの）
（１０）連絡用自動車
（１１）被服・履物類
（１２）清掃用具類（施設内清掃用）
（１３）報告記録用紙
（１４）その他日用品、事務用品類等

第 26 条　　従業員の服装

乙は従業員に、作業に安全でかつ清潔な統一した服装を着用させること。

第 27 条　　整理・整頓

乙は、業務場所を常に清潔にするとともに、物品等を整理整頓し、清潔な状態の保持に努めなければならない。

第 28 条　　見学者対応

本施設は、山梨県で初の公共関与による廃棄物最終処分場であり、モデルケースとしてまた環境教育の一環として多くの見学者を受け入れる方針をとっている。

特に監視室については見学者用展示スペースに対して公開された形となっているため、従業員の対応、施設の整理整頓には一層の配慮を行うこと。

また、施設への来場者に対しては、挨拶の励行に努めるなど施設のイメージアップを心がけること。

なお乙は、甲が行う見学者対応の補助を必要に応じて行うものとする。

第 29 条　　業務の引継

１　乙は、業務の遂行に支障をきたすことのないよう、施設工事施工業者から必要に応じて技術指導を受けなければならない。技術指導の実施時期は甲、乙および施設工事施工業者の協議により決定するものとする。

２　乙は、施設の継続的な運転管理に支障をきたすことのないよう、本業務期間終了後の業務受託者に対して必要に応じて技術指導を行わなければならない。

３　前２項の業務に要する費用は、技術指導を受ける者の負担とする。

第 30 条　　再委託の禁止

１　乙は、業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

２　乙は、特別な理由があり業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめその理由を申し出て甲の承諾を得なければならない。

３　乙は、前項の規定による承諾を得ようとするときは、甲に対し受任者又は下請負者の氏名、その他必要な事項を届け出るものとする。

第 31 条　　守秘義務

乙は、業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第 32 条　　疑義等

１　本仕様書および設計図書の内容等に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上決定するものとする。

２　本仕様書に明記されていない事項については、その都度甲乙両者にて協議を行い定めるものとする。また乙は、指示されていない事項であっても運転管理上当然必要とされる業務は良識ある判断に基づいて行わなければならない。

３　運転等に関わる資料の提出を甲が求めた場合には、乙はこれに速やかに応じなければならない。